



埼玉県報

第 2851 号
平成 28 年(2016 年)
11 月 18 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 八条用水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県 LED 道路照明灯機器賃貸借（杉戸県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所 2、越谷県土整備事務所 1、北本県土整備事務所）に関する入札公告（道路環境課）
- 蓮田都市計画第一種市街地再開発事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定の一部を改正する告示（田園都市づくり課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 免許ファイリング県間接続サーバ機器の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）

平成 28 年(2016 年)11 月 18 日

- 勤務情報管理システム用サーバ機器の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道上野さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第千四百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人オトノハ
- 三 代表者の氏名
中野 香樹
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市領家三丁目十九番二十五号エトワールテラ二百二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、川口市及びその近郊の高齢者や障害者に対し、「音楽によるふれあいと心身の健康」を提供し、誰もがより豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年十一月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人イエローハーツ
- 三 代表者の氏名
田中 一永
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市東方二千十三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県北部地域において、高齢者、障害者並びに児童に対し、「ふれあいと健やかな生活」を提供し、誰もが豊かで安心して暮らせる地域社会を創造することにより、地域社会に寄与・貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュールーパル飯能店

埼玉県飯能市柳町十六番の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー川口伊刈店

埼玉県川口市川口都市計画事業芝東第四土地区画整理事業地内四十四街区七

画地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー川口前川店

埼玉県川口市前川三丁目二十番四号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後） 株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後） 株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー東所沢店

埼玉県所沢市下安松七百八十二―二、七百八十二―五、七百八十二―六、七百八十三―二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー朝霞泉水店

埼玉県朝霞市泉水三丁目二千百七十五番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）スーパーバリュー朝霞店

埼玉県朝霞市泉水三丁目二千百七十五番一号外

（変更後）スーパーバリュー朝霞泉水店

埼玉県朝霞市泉水三丁目二千百七十五番一号外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）健栄商事株式会社 代表取締役 高橋健一

埼玉県朝霞市三原五丁目三番八号

（変更後）健栄商事株式会社 代表取締役 高橋甚次

埼玉県朝霞市三原五丁目三番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日外

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー越谷店本館

埼玉県越谷市大字下間久里字前田百九十八―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーバリュー越谷店HC館

埼玉県越谷市大字大里字上十五―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

清水ビル

埼玉県上尾市小泉一丁目五―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本七朗

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後） 株式会社スーパーバリュー 代表取締役 岸本圭司

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千四百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキチュー東松山高坂店

埼玉県東松山市あずま町四丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠弘

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

（変更後）株式会社セキチュー 代表取締役 関口忠弘

群馬県高崎市倉賀野町四千五百三十一番地一

株式会社ロピア 代表取締役 高木勇輔

神奈川県藤沢市立石三丁目三千百五十七番地

ハ 変更年月日

平成二十八年十月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十八年十一月四日

二 縦覧期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年十一月十八日から平成二十九年三月十八日まで
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八条用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	戸部 宗三郎	埼玉県草加市柿木町三百二番地
同	野口 昭壽	同 越谷市相模町二丁目百九十四番地
同	藤井 光昭	同 東町五丁目三百三十七番地
同	酒井 博文	同 川柳町五丁目九十九番地
同	豊田 恒士	同 草加市柿木町千二百九十番地
同	宇田川 武雄	同 八潮市大字八條三百九十三番地
監事	加藤 芳隆	同 草加市青柳三丁目三十七番地三
同	中村 瑞生	同 越谷市大成町一丁目二千二百九十五番地三
同	植竹 良一	同 八潮市大字八條千二百八十五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	戸部 宗三郎	埼玉県草加市柿木町三百二番地
同	鈴木 弘	同 越谷市東町三丁目五百十二番地
同	田中 喜久雄	同 川柳町二丁目二百五十一番地一
同	豊田 清	同 八潮市緑町三丁目五番地一
同	萩野 信雄	同 大字八條三千七百四十八番地
監事	加藤 芳隆	同 草加市青柳三丁目三十七番地三
同	石垣 清次	同 越谷市大成町二丁目七十七番地
同	宇田川 武雄	同 八潮市大字八條三百九十三番地

告 示

埼玉県告示第千四百八十五号

測量計画機関である桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量・四級基準点測量）

三 作業地域

桶川市西部（上日出谷南特定土地区画整理地内）

四 作業期間

平成二十八年十一月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十六号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

平成二十八年十一月十六日から平成二十九年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十七号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量・三級水準測量）

三 作業地域

入間市大字上谷ヶ貫・大字下谷ヶ貫・大字上藤沢地内

四 作業期間

平成二十八年十二月五日から平成二十九年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十八号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十八年九月三十日から平成二十九年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十九号

測量計画機関である行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

行田市

四 作業期間

平成二十八年十一月十一日から平成二十九年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千四百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1)から(5)までについて、それぞれ個別に入札を行うものとする。

(1) 案件 1

ア 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（杉戸県土整備事務所） 一式

イ 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ 履行期間

契約締結の日から平成39年9月30日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ 履行場所

埼玉県杉戸県土整備事務所管内（久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、南埼玉郡宮代町及び北葛飾郡杉戸町地内外）

オ 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(2) 案件 2

ア 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（行田県土整備事務所） 一式

イ 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ 履行期間

契約締結の日から平成39年8月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ 履行場所

埼玉県行田県土整備事務所管内（行田市、加須市及び羽生市地内外）

オ 入札方法

上記 1 (1)オに同じ。

(3) 案件 3

ア 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（越谷県土整備事務所②） 一式

イ 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ 履行期間

契約締結の日から平成39年7月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ 履行場所

埼玉県越谷県土整備事務所管内（草加市、八潮市、三郷市及び吉川市地内外）

オ 入札方法

上記 1 (1)オに同じ。

(4) 案件 4

ア 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（越谷県土整備事務所①） 一式

イ 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ 履行期間

契約締結の日から平成39年7月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ 履行場所

埼玉県越谷県土整備事務所管内（春日部市、越谷市及び北葛飾郡松伏町地内外）

オ 入札方法

上記 1 (1)オに同じ。

(5) 案件 5

ア 購入等件名及び数量

埼玉県LED道路照明灯機器賃貸借（北本県土整備事務所） 一式

イ 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

ウ 履行期間

契約締結の日から平成39年7月31日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

エ 履行場所

埼玉県北本県土整備事務所管内（鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市及び北足立郡伊奈町地内外）

オ 入札方法

上記1(1)オに同じ。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加することができる者は、単体企業又は第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき二者のうちの代表者であって、それぞれ次に掲げる要件を備えたものとする。

(1) 単体企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 次の(ア)及び(イ)の要件をいずれも満たす者であること。

(ア) 平成27・28年度物品等競争入札参加資格者名簿の業種「賃貸」、営業品目（大分類）「その他機械器具」に登載され、業種「賃貸」にA等級で格付けされた者であること。

(イ) 平成27・28年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）の業種「電気工事業」にA等級の格付けで登載された者又は電気工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その総合評定値が825点以上の者であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のものであること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を平成27・28年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成27年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

ウ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者及び会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者のいずれでもないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、この限りでない。

カ 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

キ 上記1(1)から(5)までに掲げる案件ごとに、それぞれ当該案件に係る入札において第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき者でないこと。

ク 平成18年4月1日から公告日までの間に次の(ア)及び(イ)の実績をいずれも有する者であること。

(ア) 国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（県が出資する指定出資法人を含む。以下同じ。）と道路照明灯の設置、交換又は保守管理における工事等に係る請負契約を締結し、誠実に履行を完了した実績

(イ) 国又は地方公共団体と道路に設置する照明灯の賃貸借契約又は第三者賃貸方式の第三者として賃貸借契約を締結した実績

(2) 第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき二者に関する要件

ア 二者それぞれが上記(1)ア、ウ、エ及びオの要件を全て満たしていること。

イ 二者のうち代表者となる者は、上記(1)イ(イ)及びカの要件をいずれも満たしていること。

ウ 二者のうち代表者でない者は、上記(1)イ(ア)の要件を満たしていること。

エ 二者のうち代表者となる者は、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

オ 上記1(1)から(5)までに掲げる案件ごとに、それぞれ当該案件に係る入札において二以上の第三者賃貸方式による場合の当事者となるべき者でないこと。

カ 二者のうち代表者となる者は、国又は地方公共団体と平成18年4月1日から公告日までの間に道路照明灯の設置、交換又は保守管理における工事等に係る請負契約を締結し、誠実に履行を完了した実績を有すること。

キ 二者のうち代表者でない者は、国又は地方公共団体と平成18年4月1日から公告日までの間に物品の賃貸借契約を締結し、誠実に履行を完了した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部道路環境課 交通事故緊急対策担当 奥重、三代 電話048-830-5098(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年1月16日(月)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年1月13日(金)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年1月13日(金)午後5時まで

(4) 開札の場所及び日時

ア 案件1

埼玉県県土整備部道路環境課 平成29年1月16日(月)午前10時30分

イ 案件2

埼玉県県土整備部道路環境課 平成29年1月16日(月)午前10時45分

ウ 案件 3

埼玉県県土整備部道路環境課 平成29年 1 月 16 日 (月) 午前11時

エ 案件 4

埼玉県県土整備部道路環境課 平成29年 1 月 16 日 (月) 午前11時15分

オ 案件 5

埼玉県県土整備部道路環境課 平成29年 1 月 16 日 (月) 午前11時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年12月22日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、上記 1 (1)から (5)までの案件 1、案件 2、案件 3、案件 4 及び案件 5 の順に開札し、案件 1 の落札者（第三者賃貸方式による場合の当事者を含む。以下同じ。）による案件 2、案件 3、案件 4 及び案件 5 への入札、案件 2 の落札者による案件 3、案件 4 及び案件 5 への入札、案件 3 の落札者による案件 4 及び案件 5 への入札並びに案件 4 の落札者による案件 5 への入札は、それぞれ無効とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (1)イ (7) 及び 2 (2)ウに定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年12月5日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 入札に参加する者の数が一者であっても、入札を執行する。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of LED road lighting for the Saitama Prefectural Government
(Sugito Land Development Office, Gyoda Land Development Office,
Koshigaya Land Development Office②, Koshigaya Land Development
Office①, Kitamoto Land Development Office)

(2) Time-limit for tender:

By the electronic tender system; 10:00 a.m, January 16, 2017

By registered mail or in person; 5:00 p.m, January 13, 2017

(3) Contact Information:

Road Environment Management Division, Department of Land Development,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-5098

告 示

埼玉県告示第千四百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により蓮田市から蓮田都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百九十二号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号ロ⁽³⁶⁾中「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、同号ロに次のように加える。

- (38) 深谷市道M―四百七十二号線のうち、深谷市本郷字慈眼二千九百六十四番二地先から同市本郷字慈眼谷三千二十二番二地先までの区間、深谷市道M―四百七十三号線の全区間及び深谷市道M―五百二十五号線のうち、深谷市道M―四百七十三号線との交点から北に五十メートル進んだ地点までの区間並びにこれらの区間の路端から両側五十メートル以内の区域（都市計画法第三十四条第十一号の規定により深谷市が条例で指定する土地の区域を除く。）
- (39) 寄居町道百一号線のうち、大里郡寄居町大字用土字平五千七百九十七番七地先から同町大字用土字下平五千九百十六番二地先までの区間及び当該区間の路端から両側五十メートル以内の区域
- (40) 美里町道一級十号線のうち、児玉郡美里町地内甘粕大橋から主要県道本庄寄居線との交点までの区間及び主要県道本庄寄居線のうち、同町地内東日本旅客鉄道八高線踏切から同町地内中耕地橋までの区間並びにこれらの区間の路端から両側五十メートル以内の区域

第一号ハ(8)を削る。

告 示

埼玉県告示第千四百九十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 免許の取消しをした年月日
平成二十八年十一月十一日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名
佐久間 公子
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号
第一九七二二二号
- 五 免許取消しの理由
建築士法第九条第一項第二号による

告示

埼玉県告示第千四百九十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十八年十二月十四日 午前十時	有限会社クアトロ	河井不二男	埼玉県羽生市東七丁目一番地四十五

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号

埼玉県職員会館 B〇一会議室

告 示

埼玉県告示第千四百九十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県久喜市栗橋中央二丁目十番三号

株式会社ほりこし

二 指定年月日

平成二十八年十一月十四日

告 示

埼玉県告示第千四百九十六号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百五十一番地六十

内田 嘉男

二 指定年月日

平成二十八年十一月十四日

告 示

埼玉県告示第千四百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月5日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

127,915,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月26日

告 示

埼玉県告示第千四百九十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

免許ファイリング県間接続サーバ機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月5日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

37,475,784円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月26日

告 示

埼玉県告示第千四百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

勤務情報管理システム用サーバ機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成28年10月3日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

140,421,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年8月23日

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十八日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 上野さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	上尾市大字上野字三塚四七番四地先 から同市大字上野字三塚四七番一 地先まで	区 間
一一・四二〇一六・一七	九・一七〇二二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
	五五・二一〇	延長 (メートル)
		備 考